

聖籠町訓令第3号

聖籠町防災行政無線局運用要領の一部改正する告示を次のように定める。

平成27年3月16日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町防災行政無線局運用要領の一部改正する訓令

聖籠町防災行政無線局運用要領（昭和60年聖籠町訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「、その他町長が必要と認めた公共施設とする。」を「並びに聖籠町に所在地のある企業及び施設並びにその他町長が必要と認めたもの（第9条において「受信者」という。）とする。」に改める。

第9条を次のように改める。

（戸別受信機の貸与及び貸借料）

第9条 防災行政無線戸別受信機（以下「受信機」という。）の貸与は、受信者に聖籠町防災行政無線戸別受信装置借用に関する確約書（別記様式第3号）及び聖籠町防災行政無線放送受信機貸与申請書（別記様式第4号）の提出を求め、町長の承認を受けたものに貸与する。

2 貸与する受信機の数は一原則として1世帯、1施設及び1企業につき1台とし貸借料は無料とする。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条第1項中「使用者は」を「受信機を使用するもの（以下「使用者」という。）は、」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「亡失及び障害、故障」を「亡失、障害及び故障」に、「せしむる」を「させる」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とする。

別記様式第4号中「別記様式第4号（第10条関係）」を「別記様式第4号（第9条関係）」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。